

介護予防・日常生活支援総合事業サービス

(訪問介護相当サービス) (くらし応援サービス) 重要事項説明書

<2024年 6月 1日現在>

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0596-65-7757 (午前8時30分～午後5時30分)
担当 管理者 (但し、担当者が不在の場合は、他の職員が担当します。)

2、田中ヘルパーステーション

① 田中ヘルパーステーションの指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名称	田中ヘルパーステーション
所在地	三重県伊勢市曾祢1丁目6番1号
介護保険指定事業所番号	24A0800367
サービス提供地域	伊勢市 (地域外は要相談)

② 同事業所の職員体制

職種	資格	人数
管理者	介護福祉士	常勤 1名 (中谷祥乃菊)
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤 2名 (堀添二美子、田中由利子)
訪問介護員	介護福祉士 1級・2級課程研修修了 初任者研修修了	常勤換算方法で 10人以上

③ 同事業所の電話受付時間

平日	午前8時30分～午後5時30分 (年末年始を除く)
----	---------------------------

緊急連絡先 0596-25-3111 (医療法人 田中病院)
0596-65-7757 (田中ヘルパーステーション)

3、提供するサービスの内容

- ① 訪問介護相当サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

- ② くらし応援サービスは、訪問介護員等がお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

4、利用料金

① 訪問介護相当サービスの利用料

対象者	サービスの内容	保険単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）					
要支援1 要支援2	1週に1回程度の場合	1,176 単位／月	1,176 円	2,352 円	3,528 円
	1週に2回程度の場合	2,349 単位／月	2,349 円	4,698 円	7,047 円
	1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位／月	3,727 円	7,454 円	11,181 円
1月当たりの回数を定める場合（1回につき）					
標準的な内容の訪問型サービスである場合	287 単位／回	287 円	574 円	861 円	
	生活援助が中心である場合	179 単位／回	179 円	358 円	537 円
	45分以上	220 単位／回	220 円	440 円	660 円

② くらし応援サービスの利用料

対象者	利用形態	保険単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援1 要支援2	20分以上 ～45分未満	179 単位／回	179 円	358 円	537 円
	45分以上	220 単位／回	220 円	440 円	660 円

③ 訪問介護相当サービス・くらし応援サービス

【加算】

訪問介護費（加算・減算）	保険単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	200 単位	200 円／回	400 円／回	600 円／回
処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数×24.5%（1単位未満の端数は四捨五入）			

④ 交通費

前記2①介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する地域にお住まいの方は、ヘルパー訪問に要した交通費が無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費を請求します。

⑤ キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止した場合、下記の料金を頂きます。

前日までにご連絡のあった場合	料金は一切かかりません。
前日までにご連絡のない場合	1提供当たり、保険10割の料金を請求します。
利用者の急変、急な入院等の場合	料金は一切かかりません。

5、緊急時等における対処方法

① 緊急時の対応

利用者の容態が急変した場合、「救急法」に基づいて初期動作を行います。

一人で解決しようとせず、関係機関(消防署、警察等)への連絡、利用者の家族への連絡、市町村への連絡、居宅介護支援事業所への連絡を機敏に行います。

② 事故の連絡と相談

事故を一人で解決ようとせず、関係機関(消防署、警察等)への連絡、事務所への連絡、保険窓口への連絡を機敏に行います。

6、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中谷 祥乃葡
-------------	------------

② 成年後見人制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

7、秘密保持及び個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者および従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者の退職及び訪問介護契約終了後も同じです。
個人情報の保護について	事業者及びその従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。利用者の家族の個人情報についても同様です。 また、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物は、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。

8、介護予防・日常生活支援総合事業サービスに関する苦情

当事業所の介護予防・日常生活支援総合事業サービスに関するご相談・苦情を賜ります。

当事業所	平日 上記以外	田中ヘルパーステーション（担当：管理者） 伊勢田中病院	0596-65-7757 0596-25-3111
行政機関	平日	三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 伊勢市役所 介護保険課	059-213-6500 0596-21-5560

年　月　日

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＜ 代表者 ＞ 医療法人 田中病院

院長 田中 民弥

＜ 事業者 ＞ 住 所 三重県伊勢市曾祢 1 丁目 6 番 1 号

事業所名 田中ヘルパーステーション 印

＜ 説明者 ＞ 所 属 田中ヘルパーステーション

氏 名 片山 まち子

私は、本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業についての重要な事項の説明をうけ、それに同意し契約します。

＜ 利用者 ＞ 住 所

氏 名 印

＜ 代筆者 ＞ 住 所

氏 名 印

利用者との関係（続柄）

＜ 代理人 ＞ 住 所

氏 名 印

利用者との関係（続柄）
